

## 6 著作者人格権の性質

知的財産法典 121-1 条は、氏名表示権および同一性保持権に関する規定であるが、2 項以下は、著作者人格権の性質全般を規定する。

すなわち、「この権利は、著作者の一身に専属する」(同条 2 項)、「この権利は、永続し、譲渡不能で、かつ、時効にかからない」(同条 3 項)、「この権利は、死亡により、著作者の相続人に移転可能である」(同条 4 項)、「この権利の行使は、遺言の定めにより第三者に委ねることができる」(同条 5 項)。

### (1) 公序であり、強行規定であること

著作者人格権に関する規定 (121-1 条) は強行規定であり (破毀院第 1 民事部 1991 年 5 月 28 日 89-19.522 89-19.725 Asphalt Jungle 事件)、契約により修正することはできない (破毀院第 1 民事部 2003 年 5 月 6 日 01-02.237)。

### (2) 一身専属性 (121-1 条 2 項)

公序であり強行規定であることは、著作者人格権が一身専属 (*attaché à sa personne*) であることから導かれ、その潜脱は許されない。一身専属性から、譲渡不可性・差押不可性という性質が導かれる。

### (3) 永続性 (121-1 条 3 項)

著作者の人格は著作物の中に表されているので、著作者が死亡した後であっても、あるいは、著作財産権の保護期間が経過し公有に帰した後であっても、著作者人格権は存続する。したがって、著作者人格権は、人の死亡によって消滅する一般の人格権とは異なる性質を有する。永続性を有することから、著作者の死後における著作者人格権行使の問題が生じる。

### (4) 譲渡不可性 (121-1 条 3 項)

著作者人格権は、一身専属であるという性質上、当然に譲渡することはできないし、放棄することもできない。譲渡や放棄を認めた場合、著作者人格権を否定するに等しい。したがって、契約によっても、譲渡や放棄の対象とすることはできない (破毀院第 1 民事部 2003 年 1 月 28 日 00-20.014)。これに反する契約は無効 (公序良俗違反) である。

### (5) 差押不可性

物理的な物としての著作物は差押えの対象となるが、著作者人格権は、譲渡不可性の当然の帰結として、差押えの対象とならない。

### (6) 時効にかからない (121-1 条 3 項)

永続性の当然の帰結として、著作物の使用による人格権の時効取得、不使用による人格権の時効消滅はない。ただし、訴権は喪失する（破毀院第1民事部2013年2月6日12-14.038、実演家人格権について破毀院第1民事部2013年7月3日10-27.043）。なお、時効は財産権に関して問題となるものであり、人格権についてわざわざ規定する必要はないとされる。

(7) 裁量の範囲

著作者人格権の行使は、著作者の裁量に委ねられている。したがって、権利行使の理由を説明する必要はない。また、公衆の利益を考慮するものでもない。しかし、裁量といっても絶対的なものではなく、一般法の権利濫用の法理の適用による制限を受けることがある。著作者の死亡後における著作者の代表者による公表権の明らかな濫用については、121-3条に規定がある。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)